

2 民間給与関係資料

平成 23 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 23 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 9,229 事業所

- (ア) 漁業
- (イ) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (ウ) 建設業
- (エ) 製造業
- (オ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (カ) 情報通信業
- (キ) 運輸業、郵便業
- (ク) 卸売業、小売業
- (ケ) 金融業、保険業
- (コ) 不動産業、物品賃貸業
- (サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
- (シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
- (ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
- (セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
- (ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）

イ 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,054 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

ウ 調査実人員

52,285 人（うち初任給関係職種 5,058 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企業規模	規 模 計				
		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
漁 業	事業所 1	事業所 0	事業所 0	事業所 0	事業所 1	事業所 0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	81	10	16	11	31	13
製 造 業	220	43	39	38	73	27
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	233	23	37	37	90	46
卸 売 業 、 小 売 業	162	17	23	23	79	20
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	110	42	22	7	24	15
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	91	12	13	13	47	6
計	898	147	150	129	345	127

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が 156 あった。

第 11 表 民間における定期昇給制度の状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	89.5 %	33.6 %	73.0 %	48.0 %	10.5 %
管理職(課長級)	76.7 %	23.5 %	64.2 %	39.7 %	23.3 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
一 般 従 業 員	87.5 %	82.9 %	29.3 %	11.8 %	41.8 %	4.6 %	12.5 %
管理職(課長級)	72.6 %	67.8 %	22.4 %	10.1 %	35.3 %	4.8 %	27.4 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一 般 従 業 員	51.1 %	48.9 %
管 理 職 (課 長 級)	44.5 %	55.5 %
管 理 職 (部 長 級)	42.7 %	57.3 %

第 14 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

項 目 企 業 規 模		規 模 計		
			1,000 人以上	1,000 人未満
平均所定内給与月額	下半期	411,124 円	453,812 円	363,089 円
	上半期	414,644 円	455,313 円	368,382 円
特別給の支給額	下半期	789,243 円	914,164 円	643,308 円
	上半期	851,072 円	1,010,793 円	662,652 円
特別給の支給割合	下半期	1.92 月分	2.01 月分	1.77 月分
	上半期	2.05 月分	2.22 月分	1.80 月分
	年間計	3.97 月分	4.23 月分	3.57 月分

(注) 下半期とは平成 22 年 8 月から平成 23 年 1 月まで、上半期とは平成 23 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 3.95 月である。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	16,828 円
配 偶 者 と 子 1 人	24,556 円
配 偶 者 と 子 2 人	31,839 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については 13,500 円、配偶者以外については、1 人につき 6,000 円である。なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 1 人につき、4,000 円が加算される。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	59.0 %
非 支 給	41.0 %

第 17 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	円 202,242	円 202,964	円 201,657	円 203,291
		短 大 卒	173,550	* 175,828	* 170,763	—
		高 校 卒	162,298	157,268	164,649	x
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	204,772	205,422	204,024	206,761
		短 大 卒	179,882	—	* 175,825	* 191,788
		高 校 卒	170,870	* 161,952	173,327	* 179,000
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	203,003	203,628	202,374	204,675
		短 大 卒	176,548	* 175,828	173,793	* 191,788
		高 校 卒	165,674	158,733	168,249	* 178,667
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 226,031	x	x	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師		大 学 卒	x	x	—	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	x	—	x	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	—	—	—	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	—	—	—	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 241,483	* 234,921	* 248,406	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	* 182,750	—	* 182,750	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 手		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	x	—	x	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成 22 年度中に資格免許を取得し、平成 23 年 4 月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成 20 年 3 月医大卒業後、平成 20 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 23 年 4 月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が 1 事業所、「*」は調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第 18 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

職 種 \ 区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	50.2	855,858	855,858	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.3	799,529	799,529	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職
事 務 部 次 長	49.0	676,134	676,134	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職
事 務 課 長	45.6	591,575	579,445	12,130	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職
事 務 課 長 代 理	43.0	517,639	494,017	23,622	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長	41.7	506,092	437,614	68,478	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職
事 務 主 任	35.8	421,318	341,959	79,359	
事 務 係 員	32.6	326,321	284,737	41,584	
工 場 長	49.4	732,479	732,479	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	51.4	686,859	686,859	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職
技 術 部 次 長	49.2	684,020	684,020	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職
技 術 課 長	46.0	565,048	559,520	5,528	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職
技 術 課 長 代 理	44.0	498,820	478,865	19,955	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職
技 術 係 長	41.3	481,760	415,566	66,194	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職
技 術 主 任	38.6	431,028	352,159	78,869	
技 術 係 員	31.7	340,276	281,601	58,675	

（注） 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第18表においてすべて同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支			
		給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
研 究 所 長	53.8	855,303	855,303	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部（課）長	48.5	650,357	650,136	221	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
研 究 室（係）長	46.5	549,512	545,481	4,031	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	45.6	566,454	559,594	6,860	下記研究員より上位の者
研 究 員	30.6	336,177	301,805	34,372	
研 究 補 助 員	31.7	309,085	271,071	38,014	

医療関係職種〔規模計〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
区 分	歳	円	円	円	
病 院 長	62.2	1,387,232	1,387,232	0	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	54.8	1,229,904	1,229,904	0	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	50.1	1,058,549	1,014,949	43,600	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	41.5	733,968	680,191	53,777	
歯 科 医 師	35.4	679,610	606,207	73,403	
薬 局 長	47.4	477,428	454,008	23,420	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	34.9	333,479	296,411	37,068	
診 療 放 射 線 技 師	36.1	357,954	313,718	44,236	
臨 床 検 査 技 師	37.4	326,113	292,989	33,124	
栄 養 士	36.8	324,984	286,991	37,993	
理 学 療 法 士	31.6	293,692	279,358	14,334	
作 業 療 法 士	30.4	267,287	257,218	10,069	
総 看 護 師 長	52.8	545,035	545,035	0	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	43.8	460,427	408,871	51,556	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	34.3	369,781	303,059	66,722	
准 看 護 師	45.2	346,005	286,675	59,330	

教育関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支			
		給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
大 学 学 長	63.5	1,059,243	1,059,243	0	
大 学 副 学 長	59.2	828,786	828,786	0	
大 学 学 部 長	62.5	765,609	765,609	0	
大 学 教 授	55.4	711,797	710,200	1,597	
大 学 准 教 授	47.7	559,465	557,745	1,720	
大 学 講 師	41.1	446,581	446,035	546	
大 学 助 教	38.8	393,912	393,740	172	
大 学 助 手	35.9	338,709	324,706	14,003	
高 等 学 校 校 長	56.1	768,434	768,434	0	
高 等 学 校 教 頭	55.4	693,038	693,038	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭	47.0	651,890	651,890	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭	44.6	486,371	486,371	0	
高 等 学 校 教 諭	44.7	539,450	539,450	0	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長	50.0	1, 091, 760	1, 091, 760	0	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	34.5	844, 374	839, 348	5, 026	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	28.4	634, 877	620, 739	14, 138	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	24.6	591, 592	577, 320	14, 272	
運 航 士	—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長	56.7	677, 894	537, 906	139, 988	
甲 板 手 ・ 操 機 手	45.0	518, 506	371, 975	146, 531	
甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	

技能・労務関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
電 話 交 換 手	49.3	326,989	310,436	16,553	
自家用乗用自動車運転手	51.7	486,645	378,786	107,859	
守 衛	53.2	428,703	363,849	64,854	
用 務 員	53.8	441,992	424,728	17,264	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
区 分	歳	円	円	円	
支 店 長	50.4	885,049	885,049	0	構成員50人以上の支店（社）の長（7級）
事 務 部 長	51.5	878,269	878,269	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（7級）
事 務 部 次 長	48.7	706,759	706,759	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（7級）
事 務 課 長	45.3	623,389	607,673	15,716	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（5級）
事 務 課 長 代 理	42.9	536,688	513,249	23,439	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
事 務 係 長	42.1	569,149	478,675	90,474	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（3級）
事 務 主 任	34.4	489,853	368,338	121,515	（2級、一部は3級）
事 務 係 員	32.2	337,293	292,498	44,795	（1級）
工 場 長	47.7	827,112	827,112	0	構成員50人以上の工場の長（7級）
技 術 部 長	51.7	720,393	720,393	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（7級）
技 術 部 次 長	49.4	713,996	713,996	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（7級）
技 術 課 長	45.8	584,308	579,459	4,849	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（5級）
技 術 課 長 代 理	45.0	525,206	520,841	4,365	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
技 術 係 長	43.1	534,348	460,373	73,975	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（3級）
技 術 主 任	41.2	518,965	397,693	121,272	（2級、一部は3級）
技 術 係 員	31.4	344,598	285,758	58,840	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	49.3	686,706	686,706	0	構成員50人以上の支店（社）の長（6級）
事 務 部 長	50.8	649,586	649,586	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（6級）
事 務 部 次 長	49.9	559,068	559,068	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（6級）
事 務 課 長	46.2	519,367	515,622	3,745	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
事 務 課 長 代 理	43.1	466,523	441,882	24,641	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
事 務 係 長	41.5	441,604	396,802	44,802	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（2級）
事 務 主 任	37.3	353,714	317,813	35,901	（1級、一部は2級）
事 務 係 員	33.0	311,277	273,740	37,537	（1級）
工 場 長	53.0	540,000	540,000	0	構成員50人以上の工場の長（6級）
技 術 部 長	50.9	636,816	636,816	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（6級）
技 術 部 次 長	49.0	579,799	579,799	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（6級）
技 術 課 長	46.5	525,050	518,247	6,803	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
技 術 課 長 代 理	43.1	481,020	438,819	42,201	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
技 術 係 長	39.7	443,947	381,188	62,759	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（2級）
技 術 主 任	37.4	391,880	332,854	59,026	（1級、一部は2級）
技 術 係 員	32.0	341,926	280,577	61,349	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

区 分 職 種		平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与			
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（５級）
事 務 部 長		51.0	584,012	584,012	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（５級）
事 務 部 次 長		50.0	546,341	546,341	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（５級）
事 務 課 長		45.8	475,954	471,248	4,706	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（４級）
事 務 課 長 代 理		46.3	426,849	409,786	17,063	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下４人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（３級）
事 務 係 長		39.2	359,972	331,028	28,944	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（２級）
事 務 主 任		37.2	318,367	288,253	30,114	（１級、一部は２級）
事 務 係 員		33.8	285,927	260,067	25,860	（１級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（５級）
技 術 部 長		49.0	529,104	529,104	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（５級）
技 術 部 次 長		47.2	477,871	477,871	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（５級）
技 術 課 長		44.8	470,069	459,956	10,113	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（４級）
技 術 課 長 代 理		41.9	416,983	406,754	10,229	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下４人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（３級）
技 術 係 長		41.1	426,306	382,743	43,563	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（２級）
技 術 主 任		36.8	340,479	298,237	42,242	（１級、一部は２級）
技 術 係 員		31.7	293,794	254,422	39,372	（１級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。